

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	茨城県農業再生協議会		整理番号	3		
用途名	園芸作物等転換加算					
対象作物	かんしょ, レタス, ねぎ, トマト, はくさい, れんこん, キャベツ, タマネギ, ジャガイモ, ニンジン, 地域特認作物					
単 価	20,000円/10a以内(単価の上限は40,000円/10aとする)					
課 題	<p>【令和元年度の評価】 令和元年度の交付対象面積は111haとなり、目標 (園芸作物の拡大面積50ha)を達成した。 目標 (モデル農家の農業所得の25%増)は、レンコンを拡大したモデルにおいて23%の増となり、概ね達成した。 令和2年度においては、主食用米から園芸作物への転換に重点を置く目的から、前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限としたうえで、園芸作物の拡大面積に応じて配分することとし、名称を「園芸作物等転換加算」に変更する。 目標 を3年で75%ではなく、毎年25%ずつ所得を向上する標記にする。</p> <p>【令和2年度の課題】 主食用米の需要が減少する中、水田のフル活用及び農業所得の向上を図るためには、主食用米から園芸作物への転換を推進する必要がある。 中食・外食など業務需要が高まっているので、担い手となる生産者や法人、集落営農を中心に、園芸作物の導入を推進し、所得向上を図る。</p>					
目 標			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	園芸作物の拡大面積	目標	-	-	50ha	100ha
		実績	-	-	111ha	-
	モデル農家の農業所得の増大	目標	-	-	25%増	50%増
実績		-	-	23%増	-	
内 容	前年度と比較して主食用米の作付面積が減少した農業者に対して、作付減少面積を上限としたうえで、園芸作物の拡大面積に応じて配分する。					
具体的要件	<p>1. 交付対象者 認定農業者, 集落営農, 認定新規就農者。</p> <p>2. 対象農地 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める交付対象水田。</p> <p>3. 取組要件 ・令和元年度と比較して主食用米の作付面積が減少する。 ・園芸作物の作付面積が拡大する。</p>					
取組の確認方法	<p>1. 交付対象者であること 営農計画書及び出荷販売状況が分かる契約書等の書類。 担い手であることは、農業経営改善計画, 青年等就農計画, 経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧により行う。</p> <p>2. 交付対象水田であること 水田台帳, 及び営農計画書。</p> <p>3. 交付対象作物が作付されたこと, 作付面積 農業共済との突合, もしくは現地確認により行う。</p> <p>4. 園芸作物の拡大面積 (R2対象品目の作付面積) - (R1産地交付金の対象面積)で算出する。 R2作付面積は営農計画書, 出荷販売伝票等により確認する。</p> <p>5. 主食用米の減少面積 営農計画書等で確認する。 令和元年度の面積が過去の営農計画書や出荷販売伝票で確認できない場合, 本人から申告書を提出してもらい確認する。 なお, 4の園芸作物の拡大面積と5の主食用米の減少面積を比較して, 小さい方の面積分について配分する。</p>					
成果等の確認方法	令和3年3月末までに支払対象面積を集計する。 県農業再生協議会がモデル農家の経営調査を実施し, 様式により結果を取りまとめ, 農業所得の増加額を確認する。					
備考						

課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。